

令和元年第 5 回定例会
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

令和元年第5回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和元年 6月10日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和元年 6月21日 午前10時00分

閉会日時 令和元年 6月21日 午後2時48分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞 稚 子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
教育長	宮管玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	伊藤泰広	○	生涯学習課長	藤原勝美	○
総務課長	近野幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川波江	○
総務課長補佐	丸尾達也	○	農業委員会事務局長	小野敏明	○
住民企画課長	森井研児	○	農業委員会事務局次長	迫田久	○
住民企画課長補佐	松木幸次	○	選挙管理委員会局長	近野幸彦	○
住民企画課長補佐	中橋正典	○	選挙管理委員会次長	宮脇史行	○
住民企画課長補佐	加藤端陽	○	監査委員会事務局長	齊藤昭一	○
保健福祉課長	小野淳子	○	監査委員事務局次長	宮脇史行	○
保健福祉課長補佐	千葉誠	○			
保健福祉課長補佐	仁部真由美	○			
産業振興課長	小野敏明	○			
産業振興課長補佐	迫田久	○			
産業振興課長補佐	小泉政敏	○			
建設課長	石川篤	○			
建設課長補佐	石川勝己	○			
会計管理者	五十嵐正美	○			
総務課庶務係長	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	齊藤昭一	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
総務係長	小西美和子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	9番 佐藤 久哉 1番 篠原眞稚子
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	議案	33	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	34	津別町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	35	津別町一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	36	津別町し尿等処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	37	津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	38	津別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	39	津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	40	津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	41	津別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	42	津別町庁舎等建設審議会条例を廃止する条例の制定について	
14	〃	43	契約の締結について（公用車車庫等建設工事）	
15	〃	44	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	
16	〃	45	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	
17	〃	46	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	
18	〃	47	令和元年度津別町一般会計補正予算（第2号）について	
19	〃	48	令和元年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
20	〃	49	令和元年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
21	〃	50	令和元年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
22	〃	51	令和元年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
23	意見書案	1	新たな過疎対策法の制定に関する意見書について	
24	〃	2	地方財政の充実・強化を求める意見書について	

日程	区分	番号	件名	顛末
25	意見書案	3	令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について	
26	〃	4	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について	
27	〃	5	日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書について	
28	〃	6	消費税率の10%の中止を求める意見書について	
29	〃	7	子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書について	
30	〃	8	高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公定補助制度の創設を求める意見書について	
31	報告	6	繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）	
32	〃	7	事故繰越しの繰越しについて（津別町一般会計）	
33	〃	8	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
34	〃	9	株式会社相生振興公社の経営状況について	
35	〃	10	複合庁舎建設等調査特別委員会審査第2回中間報告について	
36	〃	11	例月出納検査の報告について（平成30年度2月分、3月分、4月分、平成31年度4月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

9 番 佐藤 久哉 君 1 番 篠原 眞稚子 さん

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（齊藤昭一君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付いたしました一覧表のとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

なお、迫田産業振興課長補佐は職務の都合により、午後 2 時以降の出席となる旨報告を受けております。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日の報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告の順に従って質問を許します。

2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、昨日に引き続きましてお尋ねいたします。

二つ目の質問。教育におけるICTの活用について伺います。

文科省は2020年に向け順次実施される新学習指導要領において、情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、積極的にICTを活用することを求めています。

そこで1点目、小・中学校のICTの整備状況について伺います。

○議長（鹿中順一君） 小林君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは一つ目のご質問であります小・中学校のICTの整備状況についてお答えいたします。

最初に小学校の整備状況ですが、平成27年度に特別支援学級の個別学習用に4台のタブレットを導入し、その後も授業のさまざまな場面での効果的な活用の実践研究を経て、年度ごとに順次整備し、本年度1学級分と支援学級分の合計41台の配備が完了します。タブレットのほかにも、特別教室を含む各教室に大型テレビと書画カメラを設置修了しましたし、本年度は校内の無線LAN工事を行い、体育館を含むどの場所からもインターネットに接続できる環境となります。パソコン教室には20台を設置し、おおむね2人で1台を利用する環境にあります。

次に、中学校の整備状況ですが本年度予算により、パソコン教室の生徒用、教師用37台を更新いたしました。そのほか大型テレビ2台と40インチのテレビが4台及び書画カメラを2台設置している状況です。今後は中学校のICT環境整備を推進する予定であります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 今お答えいただきまして、おおむねパソコンの設置については進んでいる。またテレビですとか教師用のタブレット、書画カメラ等の整備は進んでいるとのお答えでございました。

文科省が整備を進める事項に対する未実施の部分の検討はどのようになっているか伺いたいと思います。

大型スクリーンや、本日新聞にも載っておりました東藻琴、女満別高校でありましたけども、電子黒板を利用したというようなそのような未実施の部分への検討、ICT指導員の配置の検討、そのあたりはどのように検討して実施されていくのかについて伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据えて学校におけるICT環境の整備方針を取りまとめ、教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画を策定しました。

内容的に目標とされている水準が示されておりますが、あくまで各学校において新学習指導要領におけるICTを活用した学習活動を具体的に想定しながら、かつ限られた予算を効率的に活用する観点から検討することとなっております。

現状の把握に努め、学校との協議を進めながら未実施部分の検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 確かに整備するのに予算があればいくらでも次から次にとということでもありますけども、やはりそこは学校側と協議いたしまして、本当に必要な部分だけを吟味して整備していただければと感じます。

二つ目の質問。教育効果を上げるためのICTの活用についてどのように実施していくのかお考えを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは二つ目のご質問であります、教育効果を上げるた

めのICTの活用についてお答えいたします。

子どもたちの確かな学力を育成するためには、当然ながら、わかりやすい授業を実現することが必要であり、各学校では授業改善に取り組んでおります。ICTを活用した授業のよさは、可視化にあるといわれます。授業において教員は音声言語で指示を出すことが一般的ですが、音声言語だけで指示を理解することは実は非常に高度な要求であり、ICTを活用し、聴覚情報を視覚情報に変換させて言葉を可視化させることこそ授業改善の第一歩であると津別小学校の校内研究集録にまとめられています。人を取り巻く情報の80%以上が目から入ってくる情報であるともいわれますので、自分自身の経験からもそのことは納得するところであります。

一方で、一人一人の能力や特性に応じた個別学習、それから子どもたちが教えあい、学びあう「協働学習」に有効であり、さらには特別な支援が必要な子どもたちに対して、障がいの状態や特性に応じて教科や自立活動の場面で活用することが有効であるとされており。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] 今お答えいただきまして、可視化することにより、より理解度を深めるといったお答えでありました。その中のお答えの一つに協働学習という言葉がございました。ともにグループ等になって積極的に私たちの時代ですとどうしても黒板に書かれたものを板書して先生の話聞くという、いわゆる受動的な授業が主体だったかと思われ。やはり時代が変わりまして、生徒みずからも発言の機会を増やして、みずから考える能動的な学習というところに結び付けるには、このICTの利用というのは非常に有効なかなと感じているところでございます。

また、これをさらに有効に活用していくためには、やはり教える側の教師の力量にもかかってくるのかなと思われ。この教員の方々のスキルアップにはどのような考えで進めていくのかについて伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 議員が今おっしゃられました受動的な学習から能動的な学習へということを狙って授業改善を進めているところであります。自分の考えたことを友達に伝える。このことが非常に子どもの理解にとって非常に有効であるというこ

とで授業改善を進めているところであります。

教員の研修についてでありますけれども、情報教育におきましては、コンピューターや情報通信ネットワークなど、そういった情報手段に慣れ親しみ、コンピューターの基本的な操作や情報モラルを身につけ、適切に使用できるようにするための学習活動を充実することを目的としていきます。

教員のスキルアップの部分ですけれども、コンピューター室で児童生徒がコンピューター操作を覚えるために、コンピューターに詳しい教員が指導する。これまではそういった授業が主でありましたけれども、したがって教員がコンピューター操作を習得する研修というものが必要でありました。今やICT機器そのものは生活の一部化しております。またICT機器を使うスキルは大人になって扱い始めた教員より、生まれたときから慣れ親しんでいる児童生徒のほうが上手であり、教員にはどのような場面で、どのようにICTを活用すれば児童生徒に学力が身につくのかということを考えた授業スキルを磨くことが求められます。

すなわち、教員がコンピューターやプロジェクターを使って効果的な支持を行うためのスキルアップの必要性はもちろん大切ですが、試行錯誤しながら児童生徒が問題を解決していく。そんな授業を組み立てていく授業スキルを磨くこと。それはまさに学校の教職員が創意工夫、自主的、主体的に進めていく校内研修そのものなのですけれども、そういった校内研修でスキルアップをしていく。そういった側面から学校の研修の充実を支援してまいりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 今お答えいただきました校内の研修ということがありました。1点タブレットを使った例といたしまして、以前ランポリンの指導者が、実際に自分が飛んでいるところを映しながら、すぐ競技した後にそれを確認して、そして例となるのを横に比べて、どのタイミングでどこがずれていたかというのをやった次の瞬間にわかる。それを改善していくというものがありませんでした。体育の授業でいいます運動神経とかセンスのよさといいますのは、見たことを一瞬でできるのが運動神経がいいとか、センスがいいとか言われるところでありますけれども、それを先ほどからおっしゃられますように可視化して、自分の動きがどのタイミングでどのよう

に動いているのかといったところを把握するというのに非常に有効であると感じました。

そういった授業、これは体育だけではありませんけども、そういった有効活用をこれからぜひほかの教科でもしていただきたいというところで、やはり先ほど申し上げましたICTの指導員の配備というのも、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 体育の授業での使用の仕方について議員のほうからお話をいただきましたが、まさにその通り。体育の授業、自分の姿は自分では見られないわけですから、そういった部分で使う有効活用の実践に多く取り組んでいるところがあります。

指導員の件につきましても、確かに必要性は感じる部分ではありますけれども、先ほども申しましたように、各学校の状況、予算の部分を含めていろいろとありますので、学校の状況を考えて、また検討してまいりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 了解いたしました。

今は体育専科の先生がおられますけども、任期があと2年だったかと思います。その後がまというわけではないのですが、ICTの指導員の先生についても考えていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。SNSやインターネット等、正しく使うためにどのように指導、教育していくのか伺いたしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは三つ目のご質問であります、SNSやインターネット等を正しく使うための指導についてお答えいたします。

携帯電話・スマートフォンやSNSが子どもたちにも急速に普及する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上での犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、情報モラルについて学校と家庭が連携した指導が一層重要となっています。

小学校では道徳や特別活動において、インターネット上の権利、インターネットを

利用するときのマナー、起こりがちなすれ違いや誤解、インターネットに夢中になり陥りやすい点をテーマにした読み物教材や文部科学省が提供しているリーフレット等の資料をもとに学習をしております。

中学校でも道徳をはじめ、技術家庭科の技術分野において「情報モラルと知的財産」という小單元の中で、人権や個人情報を保護するためのルールや利用の仕方、知的財産や著作権の保護について考える学習を通して、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身につけさせ、将来の新たな機器やサービス、予期せぬ危険の出現にも適切に対応できる力の育成に努めております。

教育委員会といたしましては、各学校のICT環境整備を進めるにあたり、機器等の導入と情報モラルを身につけさせる指導の総意工夫は車の両輪と考え、関係機関や専門家と連携して各学校の指導の充実を支援してまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 今お答えいただきまして、さまざま問題点と解決策等をお伺いいたしました。

情報システムは便利ではありますが、SNSやインターネット等、本当に顔が見えない相手とのやり取りは誤解や感覚のずれが生じやすく、いじめや犯罪の温床になりやすいリスクも承知しているところであると思います。

その中で先ほどおっしゃられましたように、機器等の導入と情報モラルを身につけさせる指導の創意工夫を車の両輪とお答えいただきましたけども、これからさらにコミュニティスクールを軸とした地域との連携ですとか、先ほどもあげられていましたけれども、幾ら学校で指導されても家庭でのルールづくりがされていなければ効果が見込まれません。車の両輪、プラス地域、家庭のルールづくりを連携し、先ほどの2輪とあわせて4輪駆動でパワフルに進めていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 今後私たちのあらゆる活動に、仕事だけではなく家庭生活や余暇など、人々のあらゆる活動それから自然災害といった非常事態においても、情報機器やサービス、情報を適切に選択していく力というのは不可欠になっていきます。その中で家庭と学校と地域と、子どもたちの情報モラル、情報モラルを育てていくと

いうことは非常に大切なことだと思っておりますし、また難しいことだとも思っております。

繰り返しになりますけれども、SNSやインターネット等を正しく使うための情報モラルの指導は、これからの子どもたちにとって中核となる資質能力の部分だと思っておりますので、学校任せにすることなく家庭でのルールづくり、そういった連携、協力のもと学校のICTの環境整備を進めていきたいと考えます。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] 時代は刻々と変化しておりまして、パソコンだけでなくICTなどさまざまな情報通信技術も将来的に必須のつくりであり、ハード、ソフトを充実させていくことは重要なことであると考えています。

便利になった分、インターネット、SNS等さまざまな悪影響も懸念されますけれども、情報社会に流されず、縛られることなく、正しい知識を教え上手に利用、活用できるように教育していくことが肝要であると考え、またさらにこれからの子どもたちには何を知っているかよりも、何をできるかというのが重要になってくるかと思っております。最後にこのことについて教育長のお考えを伺って終わりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 明治、大正、昭和と私もそういった教育を受けてきました。黒板とチョークとトークの授業でした。そういった授業から、これから新学習指導要領が掲げる主体的で対話的な学び、そういうものに転換していかなければならないと思っております。

その場面で主体的、対話的な学びの転換にはICTが非常に有効であるというふうには考えておりますし、有効なツールとしてICTやタブレット端末を活用する授業をどう組み立てていくかが大事になってくると思っております。

ただ、タブレット端末ですとかICTを含めて使うだけでは学力は向上しないわけで、情報機器を使ってどう主体的で対話的な学びを組み立てていくか、そこを今学校のほうでも一生懸命、校内研修に取り組んでいるところですので、これからの学校の主体的で対話的な校内研修が進められるように期待して、また支援してまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 次に、5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告をいたしました質問を始めさせていただきたいと思います。

昨年6月の定例会におきまして、私自身の一般質問で空き家対策及び移住対策という質問をさせていただきました。

その中で、ホームページに掲載されている情報の少なさですとか移住の窓口が一本化されていないことなどについてお伺いをいたしましたけれども、これらの問題というのは1年たちまして改善が図られているのではないかなと実感をしているところでございます。しかしながら空き家の有効活用という点におきましては、新たな課題や疑問が出てきているのではないかと考えます。

そこで一つ目の質問でございますが、町内で現状のまま住める物件というのはどのくらいあると見込んでおられるのかお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 高橋君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） 空き家対策計画を立てる際に、空き家の調査を行っております。この調査につきましては公道からの外観目視で行っておりますので、内部がどうなっているのかだとか、そういう部分については把握できておりません。ただ、空き家対策計画の中で不良度判定別件数というのを出しております。そこでランクA、損傷等もなく管理に特段の問題がないと判定された空き家は79軒あります。また、その後、所有者に対して意向調査をやっております。そのときにつきましては369軒プラス空き家である可能性が高いと判断した14軒を加えた383軒に案内を出してございます。それで返ってきた回答件数につきましては117件で、回収率が30.5%でありました。そのうち空き家の状態につきまして、家財道具は処分済みであり、すぐに住める状態であるという件数は7軒。家財道具が残っており、片づけを行えば住める状態であるというのが14軒。小規模な改修工事を行えば住める状態であるというのが10軒、あわせて31軒。そのような状態の回答がございました。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 ただいま課長のほうから目視の調査によるとAランクで79軒と。また個別の案内の調査では31軒と。少し手を加えればということで住める物件が31軒ということなのですからけれども、こちらというのは、やはり数としてはかなりすぐ住めるという物件というのも結構あるなという印象を私はもっております。

このことを踏まえまして二つ目の質問なのですからけれども、空き家の利活用に関しまして具体的な戦略というのはどうお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは空き家の利活用に対する具体的な戦略についてお答えしたいと思います。

昨年度より、地方創生事業の一環といたしまして、空き家を利活用する「道東エリアリノベーション・プロジェクト・イン・津別」を実施しているところでありますけれども、これはコワーキングスペースとゲストハウスをセルフリノベーションし、その過程においてワークショップも同時に行いながら、まずは今年2月にコワーキングスペースJIMBAがオープンしたところであります。この取り組みを通して、自分で建物を改装する方法を身近に感じる事ができたのではないかと考えております。

また、比較的状态のよい空き家を使いたい人に紹介する制度である空き家バンクについても、ホームページを昨年末にリニューアルいたしまして、これまで9件の物件が成約済みとなっております。この事業は、今年度からまちづくり会社に委託しましたが、移住・起業・空き家利活用相談窓口を設置いたしまして、利用者に対するきめ細かなサポート体制を構築する取り組みを展開しているところであります。このようにこれまでなかったベースが着々とでき上がってきましたので、今後内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 今町長にご答弁いただきましたけれども、成約のほうで空き家バンクを通じて9軒ということなのですが、9軒というのは多い少ないと感じるのは人それぞれによって感想が違うのかなと思いますけれども、私個人の感想ですと、この期間で津別町で9軒の成約というのは結構あるなと。需要という

のは津別町の住宅にも十分あるのだなという率直な感想を持ちました。

それと、今ご答弁の中に空き家バンクということでお話をいただいておりますけれども、この空き家バンクと並んで今のお話の中にはありませんでしたけれども、移住コンシェルジュのパートを今募集されているのではないかなと思うのですけれども、以前、このお話がでたときに、議会で移住コンシェルジュの方とこの空き家バンク、こちらの住み分けというのはどうされるのですかというお話をさせていただいたときに、空き家バンクのほうはまちづくり会社のほうで行って、それ以外の部分を移住コンシェルジュがというようなお話だったかと思います。ただこの移住コンシェルジュの方もお仕事の内容というのがそのときちょっと具体性がなかったものですから、再度ちょっとお尋ねをしたいのですけれども、この役割の分担と両者の連携というのはどうするのかについてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 9軒という物件が成約されてきたわけですが、これはそれ以前も地方創生の取り組みの中で議員もご承知のとおり「ちやのま」がオープンしたりとか、あるいはグループホーム「ビーと」も空き家を活用して利活用が始まっているところです。そういうことでこれまでの空き家バンクの町のホームページがそもそもできたときに、そういうものも入れたわけですが、1、2軒登録して、あとは見てくださいという感じで、とりあえずの情報提供だけだったのですけれども、今具体的にさまざまな取り組みが始まっていて、現実にも成果が表れてきているということでありますので、今後も期待したいなというふうに思っているところです。そして空き家の関係、そしてコンシェルジュの業務ですが、これは町のほうで今年まちづくり会社と委託契約をしております。594万円でやっているわけですが、その中にコンシェルジュ業務が入っております。具体的なものについては初期の電話対応、来客対応、それからこれは移住、定住ワンストップサービスの相談ということでありますけれども、それと必要な情報のもとにつないでいくという業務。それから二次的な対応としましては、空き家等情報登録制度への登録サポート、それから空き家バンク掲載物件への内覧の立ち合い。それから空き家バンク掲載物件の契約のサポート。ただし、これは契約する際に注意点を伝えるだけということです。そし

て求人情報の紹介。これも一般的な情報を伝えるのみでありますけれども、こういった業務が委託契約の中の一つとしてコンシェルジュ業務として入っています。これをまちづくり会社が都丸さんに対して再委託ということで今契約に進みまして、そこで都丸さんが中心となってこの業務を受けてやっている。そういう状況になっております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 今のお話でいろいろコンシェルジュの方の仕事というのも大分見えてきたのかなと思うのですが、ここで一つ提案をさせていただければと思うのですが、コンシェルジュの方に関する今のお話をお伺いしていると、都丸さんにとということなので、直接言えるかどうかというのはまた微妙なのですが。町が言えるかどうかというのは微妙なのですが、不動産の管理業務の一部をコンシェルジュの方にやっていただくというアイデアはどうかということでございます。これは具体的には、例えば町内に所有者も相続人もいらっしやらないような場合なので、その方にかわって空き地ですとか空き家の様子を見に行っていたら、現状はこうなっていますというような報告をメール等でしていただいて、もしそこで問題が発覚したような場合、相手方が望む場合ですが、そういう場合は建設業者ですとか、人活ですとか、そういう適切な会社・組織、解決するのに適切な会社ですとか組織ですとか、そういうのを紹介するというような形で解決を図ると。この取り組みのメリットといいますのは、特別な予算が必要ないのではないかなと。あと都丸さんということですので、都丸さんはもう津別のことを知ってらっしゃいますので問題はないかなと思いますが、それでも津別の行ったことのない場所でしたり、会ったことのない人でしたり、そういうコミュニケーションが図れて、さらに津別のことを知っていただける機会にもなるのではないかと。それと当然、空き地、空き家の適切な管理が図られるのではないかなと思うのですが、このようなアイデアは町長いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） アイディアとして受け止めておきたいと思います。先ほども申し上げましたとおり、今年に入ってまちづくり会社に先ほどのコンシェルジュ業務

の委託をして、そしてそれをまた再委託して都丸さんということなのですが、これはほかにも業務がいろいろありますので、1人でやるということは当然非常に大変な状況になると思います。そこで今地域おこし協力隊と一緒にやっていただける方というのを募集しているところであります。そことうまく適切な人材が確保できれば、一緒にやってもらおうというふうに思っておりますけれども、そういう中で今年始まったばかりですので、どんな点が問題になってきて、どういう点を補強していったほうがよいかというのが、今後動きを見ながら、また実際にやっている方が感じるということがいろいろ出てくると思いますので、それは総合的に判断して、来年の委託契約の中でこれも入れたほうがいいのか、これは必要ないとか、さまざまなことが予算の中で議論されるのかなと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 これから来られる方も都丸さんの相棒といいますか、一緒に働いてくださる方が決まったときには、こういったようなこともちょっと考えてみていただければということで、心にとどめておいていただければと思います。

それでは3番目の質問に移らせていただきます。

空き家バンク、私もよく見させていただいているのですが、空き家バンクの賃貸物件というのはどのぐらいありますか。お答えいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小野敏明君） お答えいたします。

現在、空き家バンクに11件の登録がありますけれども、すべて売買希望ということでの登録となっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 先ほども言いましたけども、空き家バンクは私もよく見させていただいておりまして、賃貸希望という物件も実は結構5、6軒あったのですが、すべて成約済み、もしくは交渉中ということで、実際としては賃貸物件というのは非常に少ない状態となっております。

先日のことなのですが、津別で働いていらっしゃって、今現在北見在住の方

がいらっしゃるのですけども、こちらの方から今役場にも相談しているのだけどもと
いうことで働いているのは津別なので津別に引っ越してきたいと。それで家を探して
いるのだけれども、なかなかないんだよねというお話がございまして、そういうお話
があったものですから、建設課長のところにお邪魔いたしまして相談申し上げたので
すけども、たまたまこの方はいい物件がありまして、今申請中だと思うのですけども、
ご夫婦で津別に越して来られるということになっております。

ただこの方も、一定の所得があるものですから町営住宅等々はどうしても所得制限
があつてなかなか入れない。どうしてもそういう方がでてきてしまう。ほかにもう1
名そういう方がいらっしゃるといってお話もお伺いしていますので、所得があつて、た
だ転勤族だったりして、安くても買うというのは必要ないのだけれども、津別に住み
たいのだけれども手ごろなものがない。町営住宅をお願いしようと思つたら条件で引
つかかつて入れないという方がどうしても出てきてしまうという現状がございまして、
この空き家バンクにおいて賃貸物件が不足しているのではないかな。売買の物件ではな
くて賃貸の物件がやはり不足しているのではないかなと感じるところがございまして、
何か増やすための方策というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 希望される内容が家を持っている方と、それから借りたい、
買いたいという方の数が合っていないという状況です。今売りたいという空き家バン
クに載せている方が11軒ほどあると思いますけれども、この人たちは売りたいという
ことで載せていまして、貸したいというところはゼロです。ただ、その中で売りたい
という希望であっても中間に入って相談ごとがあれば、こういう希望で借りたいとい
う人はいるのですけども、売買ではないのですけどどうですかというお話で成り立っ
て、しょうがないねということで契約を結ぶ方もいるかと思ひますけれども、そもそ
も今利用者の利用したいという方を、買うというよりも、むしろ賃貸を希望している
人たちのほうが多いかなということもあります。

そこで、昨年実施したのですけれども、今年も空き家の相談会、これは年間に3
回程度行う予定をしておりますので、そこでまた空き家を持っている方、そこがご相
談されに来ると思ひますので、賃貸も可とするかどうかだとか、そういうお話も伺い

ながら空き家バンクにまた登録していくという形になると思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] それでまた一つアイデアというか提案なのですけども、先ほど、今この制度は始まったばかりなのでということで、空き家バンクのコンシェルジュに関してはまだ始まったばかりで委託もそんなに時間がたっていないのでというお話でしたけれども、先ほどコンシェルジュの仕事の中でもありましたけれども、やはり空き家バンクに登録をしようかなと思う町内の方ですとか、町内に不動産をお持ちの方というのは、ご相談に来られる機会というのはあるのではないかなと思います。

今空き家の相談会ということでお話が町長のほうからございましたが、もちろんそこでも売買だけではなくて賃貸というのも考えてもいいのではないかとということをおアドバイスしていただければと思うのですが、コンシェルジュの方にご相談があったときにも、コンシェルジュの方が売買だけではなくて賃貸もどうでしょうということで、提案をしてみるというのも一つの手なのではないかなと思います。と言いますのは、売買と賃貸は本人にとっては大きく違うのですけれども、もちろん権利関係は違うのですけれども、仮に住まわれていると、住んでいる方はその不動産の占有者になりますので、問題が起きた場合、これは所有者と占有者では占有者のほうが上に来てしまいますので、ちょっと問題が起こった場合の例えば損害賠償の請求その他の行き先というのは、それでまたちょっと変わってきたりもしますので、賃貸というのも少し考えてみてもいいのではないかなと私は不動産を持っている方にはぜひご提案をしたいなと思いますので、空き家バンクに登録をされるというような話がでたときに、コンシェルジュの方からも賃貸も考えてみたらどうでしょうかとアドバイスをしてみてもどうかと思うのですが、これに関しては町長はどうお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） その部分については先ほど答弁したというふうに認識しているのですけども。売買だけではなくて賃貸もいかがですかということで一緒に聞くような形にしてはどうかと先ほど述べたとおりであります。

それからまた今年は、固定資産税の納付書を発送するわけでありましてけれども、そ

ここに地元にいる人や遠くにいる人たちもいますので、空き家バンクの登録を促すチラシを納付書の中に同封しています。そして遠方の方にも制度を知ってもらおうという取り組みも始めていますので、その中でまた何らかの反応があればコンシェルジュの方が対応していくような形になっていくと思います。そして役場とも連携、相談しながら取り進めていくものと考えております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 それでは、4番目の質問に移らせていただきます。

空き家バンクでの契約成立物件につきましての情報なのですが、特に売買金額についてこちらの情報というのはもっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 空き家バンクの契約成立物件の情報ですけれども、空き家バンクでの売買につきましては、当事者間で行うこととしていますことから、情報はもっておりません。

ただ、その方が「新ふるさと定住促進条例」の中古住宅購入の補助金を活用する申請があった場合は、添付書類の契約書でお金をこちらで出しますので、確認することになります。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 今お答えいただきまして、これをお聞きしたのは、先ほど町長のほうからもコンシェルジュがアドバイスをするということでお話をいただきましたけれども、空き家バンクの登録を考えていらっしゃる方の中には、実際にどのぐらいの価格に設定していいかわからないという方もおられるのではないかなと思ひまして、ある程度のデータをもっていればコンシェルジュが適切なアドバイスというのできるのではないかなと思ひまして質問させていただきました。

プロの不動産屋さんの場合ですが、プロの不動産さんは価格を幾らつけければいいですかねと相談を受けたときに答えることができないことが法律で決まっています。高くても安くてもだめということで、不動産さんは言えないことになっておりますが、原則。ただ、言える場合があります、これが客観的なデータを持っている場合、極端な話ですけれども、同じような家、隣の家を売ったデータが残っていると。そんな

ような客観的なデータがあれば具体的な数字を示してもいいということになっておりますので、コンシェルジュの方が宅建業法上の責任があるそういう業者かといわれると多分違うと思いますけれども、やはり数字を聞かれたときに全くわかりませんと言われるとちょっと困ってしまうこともあるのかなと思ひまして、そういうアドバイスができる一つのデータとして持っておいてもいいのかなと思ひまして、この質問をさせていただきます。

それでは、5番目の質問のほうに移ります。

5番目の質問は、企業の空き家の利活用に関しても1問お聞かせいただきたいと思ひます。

空き家を社員寮などにする際の起業等振興促進助成の適用及び持家建設奨励金の適用についてなのですが、企業が社員寮などにするために空き家を買って改築などをした場合にも、この助成金は適用されるのでしょうか。また、持ち家建設奨励金についてはどうかということでございます。

両方とも今こちらに資料もございますけれども、新築のものは社員寮も新設は大丈夫ですよと書いてあるのですが、増築または改修というものもありまして、この中には社宅ですとか集合住宅云々という文言がないのですが、会社が中古の住宅で改修などをした場合はあたるのかどうかというのがちょっと明記されていないので、これをお聞かせいただきたいのと、あと、中古住宅の奨励金に関しては、個人が中古住宅を購入して一定のルール以上のものであれば出しますよという制度なのですが、こちらのほうも趣旨からいえば、個人で買って企業も買って、空き家を利活用するという意味では同じなのではないかなと思ひますので、こちらも適用されるかどうかあわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 質問にお答えいたします。

社員寮等に対する助成につきましては、町外から通勤する方が多い実情にあります。そういうことから、そういう実情にあるのですが、定住に向けてすべて町が住居を確保するという事は困難な状態であります。また、それまでに民間で建設していただいた2棟の建物もございまして、そうした助成のときのバランスも加味しまして、

平成29年4月から住戸数4戸以上の新築に限定して奨励金を交付するとしたところでありまして、中古住宅の購入や改修の社員寮の設置に対する補助は現在考えておりません。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 考えていらっしゃらないということで、現在のこの制度をそのまま使うということはできないというお答えだと思います。

一つお伺いしたいのですけれども、こちらの起業等振興促進事業なのですけれども、こちらのほうの実施期間が令和2年の年度末3月31日までということになっておりますが、実績があつてこの事業を続ける場合、今質問をさせていただいたようなことというのは検討される余地があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 状況を見てまた検討することも、これ以外のことも総括的に検討することもあるというふうに思います。

ただ、今流れをずっと見ていますと、社宅を新築する、あるいは中古住宅を購入してそれを社宅に変えていくという動きは、聞いている範囲では大きな津別にある木材会社で新築を検討しているということは社長からも聞いておりますけれども、それからもう2年ぐらいたっておりますので、なかなかそこに踏み切るというところにはなかなかいっていないのだろうなど。実際に町で企業訪問したりしているわけですが、そういったときに聞かれるのは、いつも昔は木材会社だとかいろんところで農協もそうですし、社宅をいっぱいもっていたのですけれども、それは今ほとんどない状態で、町の住宅を何とかということ、もう採用が決まるころになると、どこからもここからも要請書が町にきます。町営住宅を何戸確保してほしいというようなことが、毎年毎年出てくるわけですが、こういう制度を新築の部分もありますので、これを利用されませんかというお話もしていますけれども、なかなかそこに実際としては踏み切れない、踏み込まないと言ったほうがいいのですかね、そういう状況にもなっています。ですから、どれだけ需要があるのかというのは、それほどないんだろうなどというふうに思っています、そうであれば先ほど言いましたように町のほうです

べてそれを用意するという事は不可能ですので、既に建設された2棟のアパートがあるわけなのですけれども、それをもう1棟建てていただけませんかというようなことも含めて、建設業界の集まりだとか、そういうところにはごあいさつのときをお願いをしたりしているのですけれども、それはそういうふうにお話をすると銀行等も動き始めて、町外の人でもいいのですかとかいろいろ尋ねられたり担当課のほうに来たりしていますので、できることなら、どここの会社の社宅というよりも皆さんが入れるような、そういうものをぜひ地元の方につくっていただけないかなというふうに、そちらのほうに力点を置いていきたいなと思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 今のお答えで、これに関しては今の私が質問させていただいた内容以外にも検討することはあるかもしれないけれども、できれば民設民営でそういうアパートをつくっていただければというところに町としては力点を置きたいというお話だったかと思います。

それでは、最後6番目の質問に移らせていただきます。

町に土地ですとか建物ですとか、こちらの寄附をしたいという申し出があった場合、町の考え方はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 土地建物の寄附があった際の町の考え方でございます。これは例規集にも載せておりますけれども、平成26年に「津別町土地等の寄附受入れに関する基準」を設けまして、「行政財産として利用する予定がある場合」と「特に寄附を受け入れる必要があると認める場合」に基づき、当該土地等の寄附を受け入れることとしております。この基準を設ける以前においても基本的には同様の考えで受理、不受理を判断してきたところであります。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] この質問も4番の質問と同じような形で、町民の皆さまに、町はこういうふうに寄附に関しては思っていますというのを、議会という開かれた場で表明というか表に出していただけて広く知っていただければなという思いもあって質問をさせていただきました。町民の方の中には、町に引き取ってもらえ

ないかな、寄附できないかなと考えていらっしゃる方もいるのではないかなと思いきまして質問をさせていただきました。この問題が難しいのは、自治体への不動産の寄附というのは、法的な決まりが何もないものですから、自治体によって対応が異なります。例えば長崎市の場合ですと「老朽危険空き家対策事業」というのがございまして、こちらは対象区域内の土地と建物を市に寄附または無償譲渡し、市が所有者のかわりに解体をするという制度がございまして、ただしこれは、地域の防災とか防犯のためにやっている制度でございまして、あと東京の荒川区なのですけれども、こちらのほうでは不燃化特区に指定された場所なのですが、不燃化特区を対象に古くなった木造住宅、危険と指定された住宅なんですけれども、こちらを区に寄附してもらって区が解体工事をするという制度がございまして、これは防災に強いまちづくり、地震等が関東の場合非常に多いものですから、ここは下町なのでつぶれて火が発生すると木造住宅は全部燃えてしまうということで、建物を区に寄附してもらって、そのかわり土地は所有者にそのまま所有権を残して区が無償で借りて防災のためにその土地を使うという制度をやっているのですけれども、こういう制度をやっているところもありますが、去年、藻谷さんだと思ふのですけれども来られたときに、これに関しては議論の余地があるというようなお話を確かされていたかと思ふのですが、私が津別町のはっきりとした立場というのを知らなかった時期がございまして、それで先ほども言いましたけれども表に広く町民の皆さまに知っていただく機会になればいいのではないかなと思ふのでこの質問をさせていただきました。

質問は以上になります。

最後に意見だけ述べさせていただいて一般質問を終わりたいと思いますが、日本の法律上、土地、不動産は放棄をするという制度がありません。放棄をできるのは相続時だけ。相続放棄によって放棄ができるということになっておりますが、実際問題として、放棄されて最終的には国のものになると法律では規定されていますけれども、そうなったとしても、それが認定されたとしても国が実際にその土地の管理を始めるまでは所有者に管理の義務というはずとついてまわる。多分これは何年もだと思ふのですけれども非常に長い期間、払わなくてもいいのは固定資産税だけという状態になりますので、その間でももし何かあれば、やはり所有者が責任を負わなきゃいけな

いという事態にもなりますので、ぜひとも津別町内で空き家で利活用できるものは、ぜひ、せつかく町としても空き家バンクというものをつくって推奨して実績も少しずつ出てきておりますので、町内の方にも知っていただいて、町としてもこの空き家バンク等々の制度をもっとアピールを町民にさせていただいて、これからも先ほどの答弁にもございましたけれども、よりよい制度をさらに目指していただいでやっていただければ空き家が減って津別町の町民の方たちのためにもなるのではないかなと思いますので、これからも空き家行政に心を砕いていただいて、そのことを希望いたしまして一般質問を終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 議長の発言のお許しをいただきましたので、先の一般質問の項目について質問をさせていただきます。

一つ目、町民が暮らしやすい足の確保について。（1）福祉有償運送事業の移送サービスが開始されて今年の7月で2年になります。この事業はタクシー等の公共交通機関では要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスができないと認められる場合に、社会福祉協議会が運輸局の登録を受け、運営協議会の合意のもと移送サービスを行っています。

利用するには事前に利用者登録が必要で、該当者は実費相当の利用料金、タクシーの半額程度で移送サービスを受けています。利用者にとって十分な移送サービスと経済的支援が受けられ、大変喜ばれています。

今後の発展のために、次の点について伺います。①として、登録者数と利用者数及び日別利用実績、前年からの利用実績推移をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 巴君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

千葉保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（千葉 誠君） 登録者数と利用者数及び日別利用実績と前年からの推移についてお答えいたします。

登録者数と利用者数につきましては、平成29年7月事業開始時と平成30年3月末、平成31年3月末の状況、日別利用実績につきましては年度ごとにお答えをさせていただきます。

登録者数につきましては、平成29年7月末で79人。平成30年3月末で136人。平成31年3月末で166人となっております。平成29年7月と比較いたしまして、平成30年3月末で57人の増。平成31年3月末で87人の増となっております。利用者数につきましては、実利用人数で平成29年7月では24人。平成30年3月では46人。平成31年3月では43人となっております、平成29年7月と比較いたしまして平成30年3月では22人の増。平成31年3月では19人の増となっております。日別利用実績につきましては、日最大の利用について平成29年度で9人。平成30年度では日10人となっております。日最小人数につきましては、平成29年度、平成30年度ともに利用がない日もありましたのでゼロとなっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 今のことでちょっと利用状況がわかりました。病院の送迎がメインの目的というふうに聞いていますけども、病院の帰りに買い物などの用事で利用しているとも聞いていますけども、その実績はどうか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 千葉保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（千葉 誠君） 病院の帰りの買い物の利用ということですが、それにつきましては、ほぼ利用されている方が病院の通院というふうにお聞きしております。その中で買い物の部分に利用された方というのは、すみません、その率については押さえておりません。利用については、ほぼ病院の通いということでお聞きしております。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 その辺までは押さえていないということで了解しました。

二つ目の利用実績の現状から、今車両は3台で運行していると聞いていますけども、その利用実績、先ほどの最大で10名の混雑する場合の利用にどのような影響があるか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 利用される方が利用できないような状態のご質問だと思えます。1日の利用者数は、先ほど担当課から答弁したとおりでございます。使わないゼロの日もありますし、それから最大では10人ということ、そんな流れになっているということでもあります。

利用申し込みが多い日につきましては、申し込みされた利用者の方と利用時間や運転手との調整を行い対応しているところであります。過去に調整しきれなかったこともあったようでありますけれども、ごくそれはまれなことでありまして、順調に利用できていると聞いております。

それとこの間、毎年、前年度の事業実績を社会福祉協議会が私のほうに報告に来られるわけなのですけれども、今月来られたときの中でいきますと、使っている車は3台ではなくて4台ということで、そして運転手さんが4人プラス社会福祉協議会の職員4人が対応して8名体制ということで進めているという内容です。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 一応車両は4台ということで、私も4台というのは聞いていたのですが、実際は3台で故障したときのために用意してあるんだという内容でありました。それで③の利用に関しての予約が3日前というふうになっているのですが、あくまでも病院への移送がメインですけれども、空いていれば前日とかの対応というのはできないものか。その辺を伺いたと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 病院以外での予約がない場合の予約日の関係であります。予約を3日前としているのは、できる限り利用される方の希望日に利用できるよう調整

を行うためでありまして、例えば、同じ時間帯に複数の希望者がいる場合、車両や運転手の確保状況によりまして、希望時間を前後させたりすることが可能かどうか調整を行いながら、譲り合って皆さんが利用できるよう進めているところであります。

中には、前日や当日に申し込みをされる方もいると聞いておりますけれども、運転手等の調整ができれば、対応していると聞いています。ただ、改めて予約期間を短縮すると、それだけ利用者の時間調節や車両、それから運転手の調整などが困難になり、希望に応えられないケースのほうが多くなると思われまますので、現行どおり進めさせていただきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 その点は了解しました。

一応3日前でも、その時空いていれば対応しているということで了解しました。

次、4番目の運営協議会で、利用内容についてどのような話がされているかについて伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 福祉有償運送等運営協議会での利用について、話し合っている内容でありますけれども、この協議会では、登録者数、それから利用日数、利用回数などが中心的な報告内容になっておりますけれども、利用内容につきましては町内外の利用状況や利用者の身体の状態なども話されていると聞いております。これは、利用対象者は要介護、要支援者、総合事業対象者、それから障がい手帳1級、2級所持者、それから精神障がい、知的障がいにより移動に制限のある方とその付き添いの方ということにしておりますけれども、利用される方の中には、それらに該当しているかどうか外見では判断できない方もいることから、確認の意味でそのような話も出ていると聞いているところです。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 やはりハイヤー会社の営業に対しては、競合することもあるかもしれません。私が会社に訪問して社長に聞いた中では、客数がハイヤー会社は減少しているとのことであります。

見た目元気そうな人でも利用していると言っておられました。利用者にとっては経

済的負担が少ないほど生活が助かるわけですから、登録を受けられるのであれば受けたいと思うのも当然だと思います。

この辺の感じの人が、一応グレーゾーンで相手からは見られているのかなというふうに思います。

ただ、この運送事業で付き添い者が同乗している場合もあるものですから、そういう場合が買い物に行ったら、「あの人は元気なのにな」という見方もされる場合もあるのかなと。そういうことも考えました。その点も押さえながら次の項目に移らせていただきたいと思います。

2番目の昨年実施した地域公共交通アドバイザーの検討結果報告に基づく今後の方向性について、次の点について伺いたいと思います。①に、コミュニティバス・循環バスの検討結果について、令和元年第4回産業福祉常任委員会で北見バスとの交渉の中、生活道路の巡回運行について了承が得られなかった報告を受けましたが、その点を再度詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 北見バスとの話し合いの内容についてお答えしたいと思います。

津別町地域公共交通に関する考察書に基づきまして、今年度は具体的な取り組みを一つずつ進めているところですが、その一つとして北見バスの開成線と美津線、ここを走るバスの津別市街地内の路線延長について、4月に北見バスに町の素案を提出いたしましたして、運行の可能性について検討をお願いしたところ、5月に回答を得たところであります。

その内容は、一つ目として路線延長が長くなることにより運行時間が延び、これによりまして、もともと津別で折り返すまでの待機時間が短いために、待機時間内での運行は不可能であり、運転手のシフトや車両のやりくりから他の路線のダイヤ等に大きく影響して、半年または1年の試行運転のための大幅なダイヤ変更は難しいですということが一つです。

それから二つ目としては、路線のほとんどが安全、安心な運行を確保するため、設定している会社の内規の道路幅より狭く、特にバスが右折、左折する交差点が狭く、

難しいというものでありました。ちなみにこの会社の内規というのは、これは使用者側と労働組合で合意をして進めているものでありまして、基本的には道路幅が7メートルということが労使合意になっています。津別の場合は5.5メートルがほとんどですので、その関係からして会社の内規よりも狭いと。7メートルの中でちょっとって5.5メートルがあつて、また7メートルになるというのであれば、これは労使のまた話し合いによって可能ということもあるようでありますけれども、津別の場合は5.5がほとんどという状況の中で、非常に難しいですというお答えが二つ目であります。

それから三つ目としましては、路線延長が長くなることによりまして運行経費が概算で年間850万円ほど増加します。それで路線を延長しても、これに見合う運賃収入が見込めなく、また国等からの補助基準を下回ることになり、補助対象路線から外れることも想定されるというものであります。こうしたことから津別の案のとおりの実施は困難ですという内容であったものです。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴光政君）〔登壇〕 実施が困難ということをお聞きしましたが、津別町の特性から見て、地域公共交通の考え方、津別市街地での地域公共交通システムについて、コミュニティバス、循環バスはある程度の人口規模、サービスエリアの限定と条件を満たさないとサービス水準が維持できないほか、あともう一つに運行経費が年間700から1,000万が目安としてかかると。利用はあまり多くないと述べています。

これは考察書の関係です。まだデマンド交通、乗り合いタクシーでは、自宅から目的地までハイヤータクシーのようにドアツードアで運行し、ハイヤー等と異なるのは乗車する時間帯が決まっていて同じ目的地や方向に向かう人との乗り合いで運行する方式ですけども、これもまたある程度の人口規模と住宅の集積、道路条件、目的地が固定化、乗り合いが可能などの条件を満たされないという制約が生まれると言っています。年間の運行経費はこの場合車両1台当たり5、600万かかると述べていました。車両等を増やさずに既存の車両を利用することがベストと言っていますが、この点からの考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今巴議員さんがおっしゃったのは皆さんにお渡ししている考察書のダイジェスト版だと思います。考察書ということで昨年1年間、為国さんをお願いして、もっと厚い本物の委託書もあれば、厚いものでありますけども、その中で重要なところを取りまとめれば、こういうことになりますとこういうで、これに基づいて今年まず北見バスとのその一つの方法として接触を始めたということで、これがなかなか難しいという回答もありますので、ではこういうことを次にやってみようかというようなことで、これから今また2年目としてこういう回答を受けながら検討を進めているところです。

それで、いずれにしても実験もするような形になってくると思いますので、そうなるるとまた多少お金がかかったりいたしますので、所要の予算の補正等もお願いすることもあるかと思えますし、また、為国氏は今月も来ると思いますがけれども、地域住民との話し合いだとか、それから多分夏ぐらいになると思うのですが、前回同様に町民の方と一緒に話し合いをもつフォーラム的なもの、そういったものも計画されていると聞いておりますので、そこでまたこういう一つ一つ進めようとするとも必ず壁が出てきますので、それをいろいろ乗り越えていく方法をまたアドバイスしていただきながら、よりよい方向にこれから進めてまいりたいと考えておまして、今ここでこういうふうにしましょうとかというのは、今アドバイザー含めて検討中ということがあります。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） 今検討中ということででした。

それで、次の②のほうの高齢タクシー利用助成券の発行についてですけども、アドバイザーの報告にも今後タクシー助成券の発行が現実的なところかと提案もされております。

それでボッチの一つ目ですけども、福祉有償運送には登録から外れた人、バス停までも歩けない中間的な人、いわゆるグレーゾーン的な人の対応についてですが、差し当たり町内で利用する場合に、タクシー半額助成券の発行を検討できないか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 福祉有償運送からも外れた人というか、福祉郵送運送の目的がありますので、そういう大変な方を支援していこうということで、そういう制度ができ上がったもので、外れた人ではなくて該当とならない人ということだと思えますけれども、それについては、津別町の地域公共交通に関する考察書の中では、今議員がおっしゃいましたとおりのアドバイザーと住民との意見交換においてドアツードアのタクシー利用の期待が多いとされ、利用促進につながるタクシー助成の取り組みの可能性を検討するということにしているところであります。

これに基づき、今年度はどのような内容で行えるか、事業主体（ハイヤー会社）とも協議を行いながら方向性を定めていきたいと思っているところです。

ですから半額助成とかという具体的なことは現段階では申し上げることはできない状況であります。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 先ほどのコミュニティバス、循環バスの関係で言えば、北見バスから850万円かかるよと。あとデマンド交通とかには5、600万円かかるということをおっしゃっていたのですけれども、それで、そういうことを頭に置きまして、ちょっと僕なりに隣町の訓子府町の状況を確認してみました。そこは平成23年から助成制度がありましたが、実施当初は550円で運行しまして、月4回利用という形でやっていて、その後30年に町民負担を300円に下げた利用回数も月5回で、不足した場合はさらに月5回まで追加利用をできるような大幅な改善がなされました。その結果、利用実績で305名、7,167回の利用がありまして、町の負担は637万円というふうにかがっております。これは75歳以上の方に利用登録をしてもらって、発行された利用券と300円の手出しで訓子府ハイヤーが町内を乗せることができるというふうに聞いております。平成30年3月末で人口4,935名。75歳以上は1,071名。そのうちの504名の登録があります。登録の60%の稼働で、75歳以上の方は28.5%の利用ということになります。年の利用回数は1人に直しますと23.5回の利用。月当りは1.95回となっております。先ほどちょっと町長は検討するということでおっしゃっていたのですけれども、この比率を津別町の平成30年3月時点での75歳以上の高齢者人口1,172人、実利用率を当てはめると334人となります。半額助成で例えば400円と仮定しまして、月2回

利用すると年会費用 320 万の負担になるのではないかというふうにちょっと計算してみました。

ただしこの関係は、福祉有償運送の 75 歳以上の人も含まれています。ですからもう少し人数は減るのではないかなと押さえていますけども、この辺について何かありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 訓子府町のそういう取り組みについては、私も訓子府の町長と意見交換したことはありますので承知しております。

これは為国さんのほうはもっと具体的に今巴議員さんがおっしゃったような内容はすべて承知していると思っております。訓子府の町長と話したときに、この制度を設けて結構、補正、補正がどんどん出てきて、結構大変なんですよねというお話も伺ったところでもあります。そういうことも踏まえて、これからどの程度、どんなふうやっていったらいいのかというのはこれからの話になりますので、アドバイザーの専門的知見を聞きながら決めていく形になるのではないかと思います。

○議長（鹿中順一君） 8 番、巴光政君。

○8 番（巴 光政君） [登壇] 次の項目、ボッチ二つ目なのですが、最近毎日のように高齢者による交通事故がニュースで報道されています。高齢者で免許証を返納したくても交通の便が悪くて返せない人のために、先ほどの提案にも含まれますけども、75 歳以上の免許返納者にもタクシー助成券を発行してはどうかということをちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは昨日の質問の中にもございましたので、このようなことは今現在考えておりません。

それにかわるものに対する申請手数料を支援しているわけでありまして、そういう状態のところという段階でありますので、これについては昨日お答えしたとおりの内容であります。

○議長（鹿中順一君） 8 番、巴光政君。

○8 番（巴 光政君） [登壇] そのほかに地域の老人クラブから津別町老人クラ

ブ連合会との会議の席上において、免許証を返納してクラブに行くのに大変困っているんだと。そういう人のために車での送迎をしてもらうことはできないかという要望がありましたので、この辺も踏まえてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） その方がまたどのような状態なのかというのをわからないままここでちょっとお答えをしづらいので、それは先ほどの津別町がもっている制度の中で入られる方ということについては、それをご活用いただければいいかなと思いますし、また今地域公共交通の津別版をもう少し広めていく考えで進めていますので、それを活用していただければなと思います。

為国さんも老人クラブの方たちとも話し合いを行っておりますので、そういったものがトータルされた中で、実際の計画がつくられていくものだと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） 〔登壇〕 あと保健福祉課資料、平成30年度津別町介護保険事業実績報告書を見ますと、介護、要支援、認定者は360人で、75歳以上の高齢者の要介護出現率は65歳以上に締める割合の55.48%とますます高くなっていますということが載っておりました。

それを踏まえて早急な今後に向けての検討をお願いしたいということで、この質問を終わらせていただきます。

何かありましたらお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ご質問の趣旨はタクシーの利用の関係だというふうに思っておりますので、先ほどお答えしたとおり進めてまいりたいと思います。

要介護等々のお話については、質問の内容に入っておりませんでしたので、その部分については、皆さんが少しでも利用ができるような形を今進めているということでもありますし、そういう介護が必要になった方については、先ほどのまた別な制度も設けております。それをご活用していただければなと思います。

そして、この福祉有償運送はたまたま今ハイヤー会社、津別の部分だけのお話でしたけれども、この津別町の有償運送の許可を受けている事業所というのは津別ハイヤ

一だけではなくて四つあります。社会福祉協議会、それとマイペース美幌、そして夢の樹オホーツク、とむての森ということで、美幌、網走、北見のところもこの協議会の中に入っておりますので、そういう方をとおして、またここは障がい者の方たちが多く利用されていると思いますけども、福祉全体として対応していておりますので、ご承知おき願えればと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 先ほどの福祉の介護の関係を言ったのですが、それは交通事故が75歳以上になると、そういう介護が増えてきてますます大変ですよ。ですから早めに対処、早急な検討をお願いしたいということを含めた意味で言いましたので、その点を理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

◎議案第33号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、議案第33号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました、議案第33号についてご説明申し上げます。

先に、委員会それから全員協議会等で説明させていただきましたが、たび重なる不適切な事務処理に伴い、6月1日付で当該職員と上司の課長を処分いたしました。この職員に対する監督責任と支払い遅延利息の発生に伴う賠償金の専決処分を怠り、議会報告を行わなかったこと、また、これらに対する適切な処置をとってこなかったことなどにより行政の信用失墜となりましたことを重く受け止め、町長及び副町長の給料を令和元年7月の1月分10%減額しようとするものであります。

改正内容につきましては、附則の次に1項を加え、第18項として町長及び副町長の給料は、第3条の規定にかかわらず令和元年7月の1月の間、同条に規定する給料月

額に 100 分の 90 を乗じて得た額を支給するものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、内容の説明をいたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 33 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第 34 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 34 号 津別町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（石川勝己君） ただいま上程となりました議案第 34 号につきまして説明申し上げます。

説明資料 1 ページをご覧ください。

改正の理由につきましては、本年 4 月 1 日より試験運行をしております最上線につきまして、本年 7 月 1 日より本格運行とするため、当該条例を改正するものでありま

す。

改正内容につきましては、第2条第2項の表中、運行路線名に最上線、乗車方法に住民混乗と追加し、備考欄におきまして、これまでの東岡線、活汲線と同様に住民混乗に制限を設けることから最上線を追加するものでございます。

議案に戻っていただきまして、ただいまご説明した内容を条文として整理したものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年7月1日から施行するものでございます。

以上、議案第34号の内容について説明を申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第35号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第35号 津別町一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第 35 号について説明申し上げます。

説明資料 2 ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、津別町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件について、学校教育法の一部を改正する法律が平成 31 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するもので、新しい学校制度によりスタートした専門職大学の前期課程の修了者を、短期大学の卒業者と同等の者として取り扱うものです。

次に、改正の内容につきましては新旧対照表に記載のとおり、短期大学に専門職大学の前期課程を含め、短期大学または高等専門学校卒業資格に専門職大学の前期課程を修了した者を含めるものです

議案書に戻っていただきたいと思います。

ただいま説明いたしました内容について、改正条文としたものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 35 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 36 号 津別町し尿等処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました議案第 36 号について説明申し上げます。

説明資料 4 ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、本年 10 月に予定されている消費税及び地方消費税の税率改正による増税分 2 %に相当する額を、し尿処理手数料として改正するものです。

次に改正の内容につきましては、新旧対照表に記載のとおり、別表 1 にある処理手数料について 10 リットルにつき 130 円から 132 円に改正するものであります。

なお、4 月 2 日に開催された津別町水道・下水道運営審議会において、し尿等処理手数料の改定について諮問し、4 月 12 日付の答申において、消費税法改正時には連動した料金改正が望ましいとの過去の議論経過から、収入が各費用を満たしていない限り、各料金に適正に転嫁されるべきであるとの答申でありましたことを申し添えます。

議案書に戻っていただきたいと思えます。

ただいま説明いたしました内容について、改正条文としたものであります。

附則といたしまして、この条例は令和元年 10 月 1 日から施行するものです。

以上、議案第 36 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、議案第37号 津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

千葉保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(千葉 誠君) ただいま上程となりました、議案第37号についてご説明申し上げます。

資料5ページをご覧ください。このたびの条例改正の理由につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号)の施行によるもので、改正内容につきましては(1)保育型事業所内保育事業における満3歳以上の児童の受け入れに関する条項の追加。(2)食事の提供の特例及び連携施設に関する特例の改正。(3)連携施設に関する経過措置の年数の延長であります。

改正条文につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。第6条第2項につきましては、「適用しないこと」の後に、「とすること」を加えるものです。

第4項は、利用乳幼児の教育及び保育の提供に関する連携施設の確保に関する条項の追加です。

第1項第3号では、家庭的保育事業等による保育の提供、2歳までの保育になりま

すが、終了に関して保護者の希望により引き続き連携施設において保育の提供を行うこととなっております。

資料6ページをご覧ください。第5項につきましては、連携施設の確保についての追加です。

連携施設として定員20人以上の施設で、第1号で企業主導型保育事業施設について、第2号では地方公共団体が補助を行っている認可外保育施設が対象となります。

第16条食事の提供の特例について、第2項第4号の中段の「給与等」の後に「利用」を加え、食事の提供の経過措置（附則第2条第2項）を削るものです。

搬入施設につきましては、第4項の資料6ページの下から2行目にあります、町長が適当と認める者として、家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る）と定めておりますが、今回、附則第2条第2項において第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限るが削除されたことにより削るものです。

資料7ページをご覧ください。第45条の第1項につきましては、「第6条」の後に「第1項」を加え、第2項につきましては、連携施設に関する特例の条項の追加で、保育の体制の整備の状況及び地域の事情を勘案して定員20名以上の事業所内保育事業所で3歳以上の児童の保育を行う場合の特例についてです。

附則第2条第1項につきましては、「家庭的保育事業」を「家庭的保育事業等」に改め、資料8ページをご覧ください。第2項につきましては、家庭的保育事業の食事の提供の経過措置の改正で、第2項の家庭的保育事業について第22条の規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限るとされておりますが、居宅以外における経過措置について、第1項の規定で定められておりましたが、今回、第2項の規定と同様の年数になったことから、第2項の経過措置が家庭的保育事業者の居宅及びその他の場所になったことにより、「第22条の規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。」を削るものです。

第3条につきましては、連携施設に関する経過措置について、家庭的保育事業者等のうち、特例保育所型事業所内保育事業者を除くとしたもので、特例保育所型事業所内保育事業者については、事業所内保育事業のうち3歳の保育を合わせて行う事業者

となります。合わせて経過措置年数について10年に延長するものです。

議案書のほうに戻っていただきたいと思います。

ただいまご説明いたしました内容を改正条文としたものであります。

附則につきまして、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上、議案第37号につきましてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 3分

再 開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第38号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、議案第38号 津別町放課後児童健全育成事業の設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（石川波江さん） ただいま上程となりました議案第 38 号について説明申し上げます。

説明資料の 10 ページをご覧ください。

改正の理由は、学校教育法の一部を改正する法律により、専門職大学制度が創設されたことによるものです。

改正内容につきましては、新旧対照表の記載のとおり、第 9 条第 3 項第 5 号中の「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加えるものです。

それでは議案書に戻っていただきまして、改正した内容に沿って改正条文としたものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとするものであります。

以上、議案第 38 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 38 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 39 号 津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 39 号について説明申し上げます。

改正理由につきましては、平成 28 年 11 月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が成立し、消費税率等 8 %から 10 %への引き上げの施行日を平成 31 年 10 月 1 日に変更されました。

消費税は価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税であることから、それに伴い消費税率等引き上げ分について、使用料を改定することとし、所要の改正を行うものであります。

それでは説明資料 11 ページをお開きください。

新旧対照表により説明したいと思います。現行使用料は、内税方式で総額表示方式としております。

消費税率等の引き上げ対応といたしまして、現行使用料から消費税率等 8 %を減じた額を基本使用料とし、これに 10 %を乗じた額が改正後の使用料となります。なお、計算途中で小数点以下の端数が出た場合は、切り捨て処理をしております。

第 17 条の使用料算定方法のうち、一般の汚水 10 立方メートル、1,852 円を、1,886 円に改め、超過料金を 185 円から 188 円とするものであります。なお、公衆浴場の汚水につきましては、端数処理により変更はございません。

それでは議案に戻っていただきまして、附則といたしまして第 1 項、この条例は令和元年 10 月 1 日から施行するものであります。

経過措置といたしまして、第2項でこの条例の施行の日から令和元年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定する者に係る料金については、この条例による改正後の津別町下水道条例第17条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によるとするものであります。

なお、税率の変更につきましては法律上経過措置がありまして、この改正により実質消費税が変わるのは12月請求分からとなります。今回の消費税等改正にあたっては、4月2日開催の津別町水道・下水道運営審議会に諮問し、消費税等の改定につきまして適正に転嫁されるべきものであるとの答申をいただいていることを申し添えます。

以上、議案第39号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第40号 津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました、議案第 40 号について説明申し上げます。

改正の理由につきましては、第 9 条中文言の修正と平成 28 年 11 月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が成立し、消費税率等 8 %から 10%への引き上げの施行日が平成 31 年 10 月 1 日に変更されました。消費税は価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税であることから、これに伴い消費税率等引き上げ分について使用料を改定することとし、所要の改正を行うものです。

それでは新旧対照表によりご説明申し上げたいと思いますので 12 ページをお開きください。

第 9 条第 2 項の本文中、「納額通知書」を「納入通知書」とわかりやすく文言の修正をするものです。

消費税につきまして、現行使用料は内税方式で総額表示方式としております。

消費税率等の引き上げ対応といたしまして、現行使用料から消費税率等 8 %を減じた額を基本使用料とし、これに 10%を乗じた額が改正後の使用料となります。

なお、計算途中で小数点以下の端数が出た場合は、切り捨て処理をしております。

別表個別使用料、5 人槽、2,468 円から消費税等を外しますと 2,285 円で、それに 10%を乗じ、小数点以下を切り捨てしますと 2,513 円となります。人槽別使用料、864 円から消費税を外しますと 800 円で、それに 10%を乗じ 880 円ということになり、それぞれあわせた月額使用料 3,332 円が 3,393 円とするものです。6 人槽以下においても同様な方法で算定しておりますので、説明は省略させていただきます。

注釈におきまして相生団地を追加いたします。

それでは議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和元年 12 月 1 日から施行するものであります。

この使用料においては、定額料金のため、消費税法改正による経過措置の対象になりませんが、下水道使用料の経過措置に合わせるため、12 月 1 日から施行しようとする

るものであります。今回の消費税等の改正にあたっては、4月2日開催の津別町水道・下水道運営審議会に諮問し、消費税等の改定につきまして適正に転嫁されるべきものであるとの答申をいただいていることを申し添えます。

以上、議案第40号の内容について説明を申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第41号 津別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第41号について説明申し上げます。

改正理由につきましては、本年3月に条例の一部改正をお願いしましたが、第38条の文言に漢字の誤り等がありましたので修正させていただくことと、平成28年11月

に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が成立し、消費税率等8%から10%の引き上げの施行日を平成31年10月1日に変更されました。消費税は価格への転嫁を通じて最終的に消費者に負担いただくことを予定している税であることから、これに伴い消費税率等の引き上げ分について使用料を改定することとし、所要の改正を行うものであります。

それでは新旧対照表により説明いたしますので、資料14ページをお開きください。

第38条第2項中、下から4行目括弧書きの「専門職大学前期課程」を「専門職大学」の後ろに「の」を加え、前期課程の「過程」の漢字を「課程」に改めるものです。

別表第1をご覧ください。

現行使用料は、内税方式で総額表示方式としております。

消費税率等の引き上げ対応といたしまして、現行使用料から消費税率等8%を減じた額を基本使用料として、それに10%を乗じた額が改正後の使用料になります。

なお、計算途中で小数点以下の端数が出た場合は切り捨て処理をしております。

別表の家事用をご覧ください。10立方メートル2,160円を2,200円に改め、超過料金を20立方メートルまで1トン当たり216円から220円。20立方メートルを超える場合、1トン当たり206円を209円とするものであります。

以下、それぞれの表の区分により改定いたしたく、説明を省略させていただきます。

それでは議案に戻っていただきまして、附則といたしまして第1項、この条例は令和元年10月1日から施行するものであります。

ただし38条第2号の改定規定は、公布の日から施行するというものであります。経過措置といたしまして、第2項で、この条例の施行の日から令和元年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものにかかる料金については、この条例による改正後の津別町簡易水道事業給水条例の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとしてあります。なお、税率変更には経過措置がありまして、この改正により実質消費税が変わるのは12月請求分からになります。

今回の消費税等改定にあたっては、4月2日開催の津別町水道・下水道運営審議会に諮問し、消費税等の改定については、適正に添加されるべきものであるとの答申を

いただいていることを申し添えます。

以上、議案第 41 号の内容について説明を申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 41 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 42 号 津別町庁舎等建設審議会条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸尾達也君） ただいま上程となりました議案第 42 号について説明申し上げます。

条例廃止の理由としましては、この審議会の所掌事項につきましては、庁舎等の規模及び機能に関すること並びに庁舎等の基本設計に関することを主なものとして調査、審議いただくというものであり、本年 3 月 29 日をもって基本設計業務が完了したことから廃止しようとするものです。

廃止条例の附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第 42 号の内容についてご説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 42 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 43 号 契約の締結について、公用車車庫等建設工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸尾達也君） ただいま上程となりました議案第 43 号について説明申し上げます。

公用車車庫等建設工事の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事の名称は、公用車車庫等建設工事。工事の場所は、津別町字幸町 61 番地 41 号

か。契約の方法は指名競争入札。契約金額は 5,605 万 2,000 円（うち消費税及び地方消費税額 415 万 2,000 円）。契約の相手先は網走郡津別町字旭町 10 番地 1、株式会社工藤工務店 代表取締役工藤保男と契約を結ぼうとするものです。

以上、議案第 43 号の内容についてご説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 43 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 44 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 44 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、日程第 17、議案第 46 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを会議規則第 37 条の規程により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 15、議案第 44 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、日程第 17、議案第 46 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更

についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 44 号から順次説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました、議案第 44 号、議案第 45 号、議案第 46 号について一括ご説明させていただきます。このたびの規約の変更理由につきましては、加入団体が解散し脱退したことに伴う規約の変更でございます。

説明資料 17 ページをお開き願います。北海道市町村総合事務組合規約の変更は、新旧対照表に記載のとおり、別表第 1 と別表第 2 から北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合の 3 団体を削除するものであります。

19 ページをお開きください。北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきましても新旧対照表に記載のとおり、別表から同じ 3 団体を削除するものであります。

21 ページをご覧ください。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、別表第 1 から同じ 3 団体に加えて十勝環境複合事務組合の 4 団体を削除するものであります。

議案にお戻り願います。議案第 44 号から 46 号の本文につきましては、ただいまご説明いたしました団体の削除を条文化したものでございます。

また附則の施行日につきましては、3 規約とも地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日としているものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 44 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 45 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 46 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 47 号 令和元年度津別町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（松木幸次君） ただいま上程となりました、議案第 47 号についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、人事異動等に伴う給与費の精査、庁舎等建設事業で水道管移設工事の追加、プレミアム付商品券事業の追加、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金の追加、最上線スクールバス運行経費の追加などを中心に

補正予算を組ませていただきました。補正予算の条文をご覧ください。第1条、第1項において歳入歳出予算にそれぞれ2,558万7,000円を追加し、補正後の予算総額を61億6,057万6,000円とするものであります。

第2項及び第2条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明をいたしますので5ページから6ページをお開きください。

今回の補正予算は、先に申し上げましたとおり給与費で4月1日付の人事異動による職員の配置や扶養状況等に基づき、また職員の採用と退職に伴い各科目において増減の精査をしております。

一般会計では職員数3人の減で、全科目合計では2,094万3,000円の減額となります。

特別会計での職員数の増減はなく、全会計の合計では1,978万5,000円の減額となります。給与費につきましては以上で説明を省略させていただきますので、ご了承ください。

款2総務費、項1総務管理費は7ページから8ページをお開きください。目5財産管理費の庁舎等建設事業は、新庁舎の建設にあたり基礎工事の支障物となる敷地内の水道管を移設するもので、工事請負費で195万8,000円の増額です。項2地域振興費、目2企画開発費のネイチャーセンター管理業務は、外構の土手が雨などにより浸食される恐れがあるため補強する修繕料として29万8,000円の増額と、施設への入り込み状況を把握する人数カウンターの備品購入費で38万円の増額です。目3企画振興費は9ページから10ページをお開きください。体験交流施設管理運営経費は、建築基準法により道への報告が必要となる特定建築物調査業務の委託料で139万円の増額と、備品購入費は、製氷機が15年経過し不具合が生じており更新するもので50万8,000円の増額です。

15ページから16ページをお開きください。款3民生費の項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計繰出金は、すべて人件費分で498万2,000円の増額です。介護保険事業特別会計繰出金は、人件費分で320万2,000円の減額と、介護システム改修費分22万6,000円の増額で、あわせて297万6,000円の減額です。

17 ページから 18 ページをお開きください。プレミアム付商品券事業は、消費税率引き上げによる消費への影響緩和対策として住民税非課税対象者 1,000 人、子育て世帯対象児童数 100 人を見込み報償費で 550 万円、事業の委託料で 255 万円、システムの改修負担金で 68 万 7,000 円の増額です。

21 ページから 22 ページをお開きください。上段の予防接種経費は、款 4 衛生費の項 1 保健衛生費、目 2 予防費となりますが緊急風疹抗体検査事業で、対象者に交付するクーポン台紙を購入するもので、需用費で 4 万 5,000 円の増額です。目 3 環境衛生費の下水道事業特別会計繰出金は、人件費分で 69 万 8,000 円の減額と、個別排水事業整備事業分で 419 万円の増額。あわせて 349 万 2,000 円の増額です。簡易水道事業特別会計繰出金は、人件費分で 5 万 7,000 円の増額です。

25 ページから 26 ページをお開きください。款 6 農林業費、項 1 農業費となりますが、目 3 農業振興費のその他農業振興対策経費は農協が中心となって今年度から共同事業体で実施されますスマート農業技術の開発、実証プロジェクト事業に関する打ち合わせ等の旅費で 10 万 9,000 円の増額です。鳥獣被害防止総合対策事業は、事業実施計画の承認による緊急捕獲活動支援事業で、シカ駆除 539 頭分の補助内示による 296 万 5,000 円の増額です。強い農業・担い手づくり総合支援事業は、28 ページにわたりますが、産地や担い手の課題に対処するため、農業用機械の導入を支援するもので、3 軒の農業法人に対する補助金で事業費の 10 分の 3 補助で、1,463 万 5,000 円の増額ですが、全額道費によるトンネル補助となります。目 4 振興事業費の国営農地再編整備事業推進事業は、臨時筆耕 1 名の雇用により共済費で 36 万 6,000 円、賃金で 224 万 7,000 円の増額です。項 2 林業費は 29 ページから 30 ページをお開きください。目 2 林業振興費の木材工芸館・体験工房管理経費は、遊具等の今後の修繕見込みで 30 万円の増額です。

33 ページから 34 ページをお開きください。上段の河川維持管理経費は、款 8 土木費、項 3 河川費、目 1 河川総務費となりますが、上里地区で津別川の洗堀により農地の法尻が浸食され農地に影響があるため、護岸工事で法面を復旧するもので、工事請負費で 404 万 8,000 円の増額です。項 4 住宅費、目 1 住宅管理費の町営住宅管理経費は、職員の産休に伴う臨時筆耕 1 名の雇用で、共済費で 23 万円。36 ページになりますが、

賃金で 151 万 3,000 円の増額です。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 消防総務費の事務組合負担金は、共通経費の負担金で人件費分で 14 万 6,000 円の増額と、消防本部の庁舎改築に係る一般財源分の本年度津別町負担分として 202 万円の増額、あわせて 216 万 6,000 円の増額です。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費は、37 ページから 38 ページをお開きください。津別高校振興対策事業は、校納金等の補助額の確定により 241 万 7,000 円の減額です。目 5 スクールバス運行費のスクールバス経費は、最上線の運行に関する経費で、当初予算では最上線の運行経費は無計上でありましたが、二又線、東岡線からの予算流用により 4 月から試験運行を開始しており、予算流用分の補正と今後の最上線の運行経費で 274 万 8,000 円の増額です。

歳出については以上となります。

次に、歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 13 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金のプレミアム付商品券事業は、事業費の全額は国費で措置され、歳出と同額の 873 万 7,000 円の増額です。

款 14 道支出金、項 2 道補助金、目 4 農林業費道補助金の鳥獣被害防止総合対策事業は、補助内示により 431 万 2,000 円の増額です。強い農業・担い手づくり総合支援交付金は、歳出と同額の 1,463 万 5,000 円の増額です。

款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金の財政調整基金繰入金は、補正予算編成上、一般財源の譲与により 177 万円の減額です。公共施設等整備基金繰入金は、庁舎等建設事業に充当するもので 25 万 8,000 円の増額です。地域振興基金繰入金は津別高校振興対策事業の校納金等の補助額の確定による精査で 241 万 7,000 円の減額です。

款 19 諸収入、項 5 雑入、目 6 雑入の雇用保険料個人負担分は臨時筆耕の雇用による個人負担分で 1 万 2,000 円の増額です。その他は歳出で、その他農業振興対策経費のスマート農業技術の開発実証プロジェクト事業に対する事業者からの負担金で 10 万 9,000 円の増額と、木材工芸館への自動販売機設置に伴う電気料負担金で 1 万 1,000 円の増額。合わせて 12 万円の増額です。

款 20 町債、項 1 町債、目 1 総務債は、庁舎等建設事業で 170 万円の増額です。

補正条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第1表のとおり款、項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

第2条は地方債補正で2枚ほどめくっていただきますと、第2表のとおり庁舎等建設事業について限度額の変更をするもので、起債総額は9億250万円となるものでございます。

以上、議案第47号の内容について説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） ちょっと1点だけ、僕がちょっと聞き逃したのかもしれないのですが、30ページの林業振興費、木材工芸館・体験工房管理経費、修繕料とあるのですが、施設ができたばかりで、例えば新しい器具の修繕とかがあったら、普通何か物品が入ると1年ぐらいは保証がきくとかそんな感じで経費がかからないと思うのですが、この修繕内容は一体どうして発生したのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小野敏明君） 修繕の1点目につきましては、滑り台を登っていく階段があるので、あそこの手すりがありまして、設計上非常に幅が広くて出来上って以降、子どもが落ちる心配があるということがありまして、その修繕を一部したことと、あと今後全体として修繕が出たときに対処できるようにということで予算を組ませていただきました。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） ちょっと聞き取れなかったのですが、一つは幅広い部分を改良するというので、それは設計内容と変わるので当然追加の料金が発生するというので了解しました。それだけでなく予備の部分ということも含めての補正とい

うことで後段の部分はそういうお話でしょうか。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小野敏明君） 残りは予備の分ということで積算をさせていただいております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 47 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 48 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 48 号 令和元年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

仁部保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました議案第 48 号についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では人事異動に係る人件費の増額及び国保事業費納付金等の確定に伴う補正であり、歳入ではこれらに伴う一般会計繰入金増額及び

国保基金繰入金の精査とする補正であります。

補正の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ454万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,144万6,000円とするものです。

第2項は後ほどご説明いたします。

歳出のほうからご説明申し上げます。5ページ、6ページをお開きください。款1総務費の目1一般管理費では、扶養の異動などに伴います給与費の補正で、全体で498万2,000円の増額となります。

6ページ下段から7ページ、8ページの款3国民健康保険事業費納付金につきましては、国保事業費納付金の本算定の確定による額の補正といたしまして43万6,000円の減額となっております。

続きまして歳入になります。3ページ、4ページに戻っていただきまして、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきまして人件費増に伴う補正により498万2,000円の増額。項2基金繰入金、目1国保基金繰入金は国保事業納付金の減額による補正により43万6,000円の減額であります。

それでは、補正条文に戻っていただきまして、第1条第2項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次のページの第1表で款、項ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 49 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 49 号 令和元年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

千葉保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（千葉 誠君） ただいま上程となりました議案第 49 号につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では人事異動に伴います給与費の減額、介護報酬改定等に伴いますシステム改修の追加であり、歳入ではシステム改修費に係る補助金の追加及び一般会計繰入金の減額を内容とする補正であります。

令和元年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）条文の第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 241 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,628 万 2,000 円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明を申し上げます。

5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1、目 1 一般管理費で 241 万 8,000 円の減額です。給与費につきまして節 2 給与、一般職給で 171 万 6,000 円の減額。節 3 職員手当等で住居 20 万 5,000 円の増額。時間外 9 万 5,000 円の減額。期末勤勉 80 万 5,000 円を減額し、職員手当等であわせて 69 万 5,000 円を減額するものです。節 4 共済費、共済組合で 51 万 5,000 円の減額。節 19 負担金補助及交付金、負担金で、退職手当組合 27 万 5,000 円の減額。福祉協会で 1,000 円を減額し負担金であわせて 27 万 6,000 円の減額を行い、給与費で 320 万 2,000 円の減額を行うものです。

総務一般事務費につきましては、節 19 負担金補助及交付金、負担金で、北海道自治体情報システム協議会で 78 万 4,000 円を追加するものです。

続きまして歳入にお戻りいただきたいと思います。3ページ、4ページをお開きください。款2国庫支出金、項2、目5介護保険事業補助金、節1介護保険事業補助金、介護保険システム改修で、システム改修費に係る補助金として、55万8,000円の追加。

款6繰入金、項1、目4その他一般会計繰入金、節1事務費繰入金で297万6,000円を減額するものです。

それでは2ページほど戻っていただき、補正予算の条文となります。第1条、第2項におきまして、ただいまご説明させていただきました内容を款、項、目ごとに次ページ第1表で整理をさせていただきました。

以上、議案第49号の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、議案第50号 令和元年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 50 号について説明申し上げます。

主な補正の内容は、個別排水浄化槽の設置が 1 基増になる見込み。浄化槽の撤去費用の追加、人事異動に伴います人件費の減であります。

第 1 条につきましては歳入歳出予算の総額に、歳入支出それぞれ 529 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 3 億 9,909 万 2,000 円とするものです。補正の内容につきましては主なものについてご説明いたしますので歳出の 5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費におきましては人事異動に伴います給与費の補正で 69 万 8,000 円の減。

款 2 特環下水道費、項 2 下水道整備費、目 1 下水道整備費、管渠等施設整備事業においては、社会資本整備交付金の内示、ヒヤリングの状況から耐震診断を見送り、優先度の高いマンホールポンプ所 3 号、4 号、5 号の更新に係る実施設計に振りかえ、また下水道管理センター事業の管理センターの電気設備の更新の実施設計に振りかえるものであります。

7 ページ、8 ページをお開きください。

款 3 個別排水費、項 2 個別排水整備費、目 1 個別排水整備費においては 599 万円の追加です。内訳は浄化槽設置工事において 500 万円、浄化槽撤去工事につきまして 99 万円の追加です。

歳入について説明いたしますので 3 ページ、4 ページ歳入にお戻りください。

款 1 分担金及負担金、項 1 分担金、目 2 個別排水受益者分担金で 10 万円の追加。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は 349 万 2,000 円の追加。

款 7 町債、項 1 町債、目 2 個別排水事業債は 70 万円の追加であります。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条、第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款、項区分に整理したものです。

第 2 条につきましては地方債の変更を、第 2 表地方債補正に整理したものです。

以上、議案第 50 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 50 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 51 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 51 号 令和元年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 51 号について説明申し上げます。

補正の主な理由といたしましては、収益的収入及び支出においては、支出で職員の共済費に係る補正。収入では、水道整備台帳整備に係る補助金の追加であります。

資本的収入及び支出においては、建設改良費において導水管工事の労務単価のアップ、工事を早期終了するため分割発注することによる追加補正です。

また、収入においては工事に伴う企業債の追加であります。

第 1 条は総則です。第 2 条につきましては、収益的収入及び支出の収入の部において、第 1 款水道事業収益に 105 万 7,000 円を追加し、収益計を 1 億 8,657 万 5,000 円

とし、支出の部にして第1款水道事業費用に7万6,000円を追加し、費用計を1億7,085万7,000円とする補正をお願いするものであります。

第3条につきましては、予算第4条に定めた本文括弧書きをそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

款1資本的収入に850万円を追加し、資本的収入2億8,074万9,000円とし、資本的支出の第1款資本的支出に994万2,000円を追加し、支出計を3億2,286万1,000円とする補正をお願いするものです。

3ページをお開きください。支出の部、款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費に法定福利費7万6,000円の追加。収入の部のほうで第1款水道事業収益、項3営業外収益、目2他会計繰入金は、人件費に係る分として5万7,000円。目5補助金は簡易水道整備台帳整備業務に係る補助内示により100万円の追加であります。

4ページをご覧ください。資本的収入及び支出で、款1資本的支出、項1建設改良費、目4配水施設設置費において工事請負費993万円の追加、補償費として1万2,000円の追加であります。

本文にお戻り願います。第4条につきましては、企業債の変更で「別表1 企業債補正」にて変更してございます。

第5条は、議会の議決を経れば流用することのできない経費として7万6,000円を追加し2,213万4,000円とするものです。

第6条につきましては、予算第8条に定めた他会計からの繰入金及び補助金を職員給与費に充てるものとして5万7,000円の追加をするものです。

1ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げたものを款、項、目区分に整理したものでございます。

5ページをお開きください。5ページにつきましては、キャッシュフロー計算書となります。一番下の資金期末残高につきましては3億8,855万3,000円となります。

続いて6ページから8ページは、本年度予定貸借対照表となります。今回の補正によりまして、6ページの下から6行目の現金預金が増額し、5ページの資金期末残額と同額の3億8,855万3,000円となります。

8ページ下から7行目、当年度純利益につきましては1,571万8,000円と見込むも

のでございます。

以上、議案第 51 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 51 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、意見書案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 〔登壇〕 それでは意見書案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、提案理由を読み上げて申し上げますので、よろしくお願いいたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4 次におたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における

生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地域温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域の果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先につきましては、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。

よろしく賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 1時 58分

再開 午後 2時 10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎意見書案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第24、意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、読み上げて提案をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護・子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面している。

一方、公共サービスを提供する人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるためこれに見合う財源が必要である。

令和2年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求め、下記の5項目について地方自治法第99条の規定により意見書を内閣総理大臣ほか、各大臣に提出するものであります。

皆さんのご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第25、意見書案第3号 令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君）〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案第3号について前段を読み上げ説明にかえさせていただきます。

令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプアの解消のため「セーフティーネット」の一つとして最も重要なものである。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定められているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれらの多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することはできない。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、令和2年までに全国平均1,000円を目指す」と合意しております。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を5年連続で標記している。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいもの

となり、ひいては北海道経済の停滞を招くことになりかねない。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和元年度の北海道最低賃金の改正にあたって、以下の措置を講ずるよう強く要望するという一方で、厚生労働省北海道労働局長に意見書を出すものです。

賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第26、意見書案第4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案第4号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・充実と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について読み上げて説明をしますので、よろしくお願いいたします。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付き採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足など状況が顕著になっています。

生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、「給付型奨学金」が先行実施されたものの対象者等が限定されていることから、

有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されていない状況となっています。

これらのことから、国においては、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、教育予算の確保・充実、就学保障の充実を図るよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。

提出先は内閣総理大臣、衆参議長、担当大臣宛てです。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第27、意見書案第5号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） 〔登壇〕 意見書案第5号について読み上げて説明にかえさせていただきます。

日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書。日米貿易協定交渉が4月より開始され、日本政府は過去の経済連携協定の内容が最大限とする日米共同声明に沿って交渉するとしている。

しかしながら、来日したトランプ大統領からは、TPPに縛られないなどとTPP以上を求める姿勢を示すとともに、8月によい内容が発表できると説明するなど、早期妥結に向けた米国からの要求が強まることが危惧されている。既に、米国では農業分野での先行妥結やTPPを上回る関税撤廃・削減や輸入枠拡大などを求める業界団体からの圧力が高まっており、生産現場では不安を募らせている。

現在、TPP11及び日EU・EPA協定発効によって牛肉やチーズなど農産品が前年より輸入増加する状況下、このまま米国の強硬な要求に屈すれば、日本の農業及び関連産業や地域経済・社会が甚大な影響を被ることとなり、我が国の食糧主権を形骸化し、国内農業・農村の崩壊につながる危険性がある。交渉の焦点とされている自動車などの対米輸出のため、国民の命の源である自国の農産物を代償として差し出すことは断じて許さない。

世界的には、人口増加による食料不足や頻発する自然災害で食料供給が不安定になる可能性が高いとされているが、安全・安心な食料を安定的に国民に供給することが重要となっている。

よって、日米貿易協定交渉にあたり、我が国の食糧主権及び食料安全保障は守られるよう、下記のとおり要望する。

記以下、2項目について要望することとしています。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は衆参両院議長、内閣総理大臣はじめ関係大臣宛てに出すこととなります。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第28、意見書案第6号 消費税率の10%の中止を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） 〔登壇〕 意見書案第6号 消費税率の10%の中止を求める意見書を読み上げます。

賛同をよろしく願います。

3月の毎月勤労統計調査で、物価変動の影響を除いた実質賃金が、前年同月比2.5ポイント減と3カ月連続のマイナス、下げ幅では15年6月以来3年9カ月ぶりの大幅減となった。

内閣府発表の景気動向指数（3月）でも、2月までの「下方への局面変化」から、6年2カ月ぶりに「悪化」に転じ、消費の不振や輸出の落ち込みで、政府も景気悪化を認めざるを得なくなった。

既に景気の悪化から、与党幹部でさえも、消費税増税の見送りの可能性に言及せざるを得ない状況である。

安倍首相が平成24年末に政権に復帰した後、「経済再生」を最優先するといいつながら、平成26年4月に消費税を増税したため、平成26年4月から6月期は大幅なマイナス成長となった。家計の消費支出は、増税前に比べ、年間25万円も落ち込んでいる。

こうした経済情勢の中で、10月からの消費税率10%への引き上げは、消費をさらに落ち込ませ、経済に打撃になるばかりか、低所得者ほど負担が重い消費税を増税すれば、暮らしを一層悪化させることは目に見えている。

よって、直ちに消費税10%実施を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣に提出することとします。

以上、賛同をよろしく願います。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 意見書案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号

○議長(鹿中順一君) 日程第29、意見書案第7号 子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、巴光政君。

○8番(巴光政君) [登壇] 意見書案第7号 子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書。読み上げて説明とさせていただきます。

国民健康保険制度スタート当初、政府は「無職者が加入」し、「保険料に事業主負担がない」国保を、保険制度として維持するには、「相当額の国庫負担」が必要としていた。

ところが、昭和59年の国保法改悪による定率国庫負担割合の切り下げを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を次々と後退させてきた結果、国保の総会計に占める国庫支出の割合は、1980年代前半の50%から、平成27年度20.3%にまで下げられている。

国保に対する国の責任後退と国保加入者の貧困化・高齢化・重症化が進む中で、国民健康保険料の高騰が続き、支払能力の限界を超えている。

国保の構造的な危機を打開するためには、全国知事会・市長会・町村会なども要望し続けている国保の定率国庫負担の増額、また、平成26年に要望した公費を1兆円投入するなど、国庫負担を増やす以外に道はない。

国保料が協会けんぽなどと比べて、著しく高くなる要因には、国保にしかない「均等割」「平等割(世帯割)」という保険料の算定方法にある。「均等割」は、「人間の頭

数」に応じて課税される人頭税と言われていて、子どもが多ければ多いほど、保険料は高くなる子育て支援にも逆行する算定方法である。

現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国保負担減額調整措置が、部分的に廃止されるなど、国は地方自治体の要望を受け止めたところではあるが、引き続き、「医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引き上げ等、さまざまな財政支援の方策を講じる」（全国知事会、平成 31 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（社会保障関係）、平成 30 年 7 月 27 日）など、地方自治体の切実な要望を受け止め、子育て支援の観点から国保料の算定にかかわる子どもの均等割保険料の軽減措置を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上、賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 8 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 30、意見書案第 8 号 高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8 番、巴光政君。

○8 番（巴 光政君） 〔登壇〕 意見書案第 8 号 高齢に伴う難聴者の補聴器購入

に公的補助制度の創設を求める意見書。

読んで説明にかえさせていただきます。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近ではうつや認知症の最大の危険因子になることも指摘されている。難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが、脳の機能低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差がないと言われているが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて極めて低く、日本での補聴器の普及は諸外国から比べても進んでいるとは言えない。この背景には、日本において補聴器の価格が、片耳あたりおおむね3万円から20万円で、保険適用ではないため全額自費となり、身体障がい者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、該当しない約9割は自費で購入している実態であるといわれている。

欧米では既に確立している補聴器購入に対する法的補助制度が、日本では整備されていない。

政府の方針では、高齢者の社会参加、定年延長や再雇用を求めているが、耳が聞こえにくい、聞こえないというのは、そうした社会参加などへの大きな障害である。

補聴器を高齢者の社会参加の必需品として、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるように、国においては、高齢に伴う難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

以上、賛同をよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 31、報告第 6 号 繰越明許費の繰越しについて、津別町一般会計を議題とします。

町長から平成 30 年度津別町一般会計予算に係る繰越明許費の繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 7 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 32、報告第 7 号 事故繰越しについて、津別町一般会計を議題とします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 40 分

再開 午後 2 時 41 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から平成 30 年度津別町一般会計予算にかかわる事故繰越しの繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により本定例会に報告するものであります。本件についてはご了承願います。

◎報告第 8 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 33、報告第 8 号 株式会社津別町振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から株式会社津別町振興公社の平成 30 事業年度事業報告及び決算、令和元事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 9 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 34、報告第 9 号 株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。町長から株式会社相生振興公社の平成 30 事業年度事業報告及び決算、令和元事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 35、報告第 10 号 複合庁舎建設等調査特別委員会審査第 2 回中間報告についてを議題とします。

複合庁舎建設等調査特別委員会から、複合庁舎建設等まちなか再生に関する審査の件について、第 2 回中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、複合庁舎建設等調査特別委員会の第 2 回中間報告を受けることに決定しました。

複合庁舎建設等調査特別委員会委員長の発言を許します。

9 番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）　〔登壇〕　ただいま議長よりお許しをいただきましたので、調査中の複合庁舎建設等調査特別委員会審査の第2回中間報告をさせていただきます。

第2回中間報告書の1ページ、事件名、複合庁舎建設等まちなか再生について。審査の経過につきまして、平成30年2月7日付にて中間報告を行ったところですが、平成30年2月6日開催の第9回委員会以降、平成31年3月6日開催の第21回委員会まで、13回の委員会を開催いたしました。

この間の審査内容は、複合庁舎建設等まちなか再生基本計画の策定及び同計画に基づく事業の推進、庁舎等建設基本構想・基本計画の策定及び同計画に基づく庁舎等建設に係る基本設計を主とする各種取り組みの推進、消防庁舎建設基本構想の策定及び同計画に基づく消防庁舎建設に係る基本設計を主とする各種取り組みの推進について、それぞれ町側の考えの提示を受け、質疑を通じ検討を行ってきたところであり、検討結果に基づき町側において、津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画をはじめ、津別町庁舎等建設基本構想・基本計画及び津別町庁舎等建設基本設計、さらに津別消防庁舎建設基本構想がまとめられました。

平成30年2月6日開催の、第9回委員会以降の調査項目と調査内容につきましては記載のとおりでございます。

今後の進め方につきましては、令和2年9月末を本特別委員会での集中審議の期間と位置づけ、複合庁舎建設等まちなか再生計画に基づく事業の推進。庁舎建設に係る実施設計を主とする各種取り組みの推進。消防庁舎建設に係る実施設計を主とする各種取り組みの推進について、引き続き町側の考えの提示を受け検討を行うところとしたところであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（鹿中順一君）　以上で複合庁舎建設等調査特別委員会審査第2回中間報告についてを終わります。

◎報告第11号

○議長（鹿中順一君）　報告第36、報告第11号　例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成 30 年度 2 月分、3 月分、4 月分、平成 31 年度 4 月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

以上で、本定例会に付議されました事件はすべて終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで令和元年第 5 回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2 時 48 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員